令和5年

亀山市教育委員会5月定例会会議録

亀山市教育委員会5月定例会会議録

1. 日 時

令和5年5月16日(火)午後1時30分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 理事者控室

3. 出席委員

教育長 中原 博

1番委員 若 林 喜美代

2番委員 宮西 寛

3番委員 吉岡洋子

4番委員 宮村由久

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	亀	Щ		隆
教育総務課長(以下総務課長という。)	麻	生	俊	哉
学校教育課長(以下学校課長という。)	武	居	政	敏
生涯学習課長(以下生涯課長という。)	落	合		努
図書館長	井	上	香作	弋子
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー(以下学事GLという)	宮	本	亜豆	吏沙
学校教育課主任主査兼教育支援グループリーダー(以下教支G L という)	北	Ш	恵	美子
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー (以下教研G L という)	谷		京	子
生涯学習課主幹(兼)社会教育グループリーダー(以下生社GLという。)	高	重	京	子
教育総務課主幹(兼)保健給食グループリーダー(以下保給GLという。)	渡	邉	尚	也
教育総務課主幹 (兼) 教育総務グループリーダー(書記) (以下総務GLという。)	中	野	貴	晶
教育総務課教育総務グループ 主査	宮	地	巧	真

6. 会議録署名者指名

1番委員(若林喜美代委員)

2番委員(宮西寛委員)

7. 会議録の承認

4月定例会

8. 教育長報告

教育長 (令和5年5月定例会教育長報告に基づき報告)

(質問はなく、教育長報告を終わる。)

9. 議事

教育長 議案第36号「令和5年6月亀山市議会定例会教育行政現況報

告について」を上程し、事務局の提案を求める。

教育部長 議案第36号「令和5年6月亀山市議会定例会教育行政現況報

告について」であります。提案理由としましては、令和5年6月 亀山市議会定例会に提出する教育行政現況報告を別紙のとおり策 定することについて、委員会の議決を求めるものです。内容につ きましては事務局の朗読をもって説明とさせていただきます。

(令和5年6月亀山市議会定例会教育行政現況報告朗読)

吉岡委員 資料4ページ「児童生徒一人ひとりがいじめをしない態度や能

力を身に付けることができるよう」とあるが、「能力」というのは、具体的にどのような能力か。いじめ防止基本方針をみると、

いじめに向かわない態度や能力を育成するとあり、この部分のこ

とを言っているのか。

学校課長「能力」という言葉でまとめていますが、善悪の判断や道徳的

価値を含めて、その場その場のケースによって判断が出来ない子どもが増えているため、その「能力を身に付ける」という意味で

使用しています。

教育長 別の言い回しの方が、しっくりとくるということかと考えられ

る。また、よりよいキーワード等があれば検討いただきたい。

学校課長ご意見いただいた部分について検討いたします。

宮村委員 本文中に「市図書館」と「市立図書館」があるので、統一した 方がいいと考える。

図書館長「市立図書館」に統一いたします。

若林委員 資料3ページ「「確認テスト」のさらなる充実」とあるが、ど のように充実させるのか。

学校課長 現在、学期ごとにテストの作成を行っていますが、学校現場で 使っていただきながら、また、問題文で子どもが回答しにくい等 のご意見をいただきながら、随時修正を加えています。

教育長 「充実」という言葉でいいのか。

学校課長「改善」の方が望ましいと考えます。検討いたします。

若林委員 対象学年を広げる等、「拡大」というイメージを持ったが、そ うではないのか。

学校課長そのような拡大の意味はありません。

宮西委員 資料 5 ページ亀山東小学校体育館屋根改修工事について、「着工準備を進めている」とあるが、実際の具体的な着工時期、例えば「夏休みのスタートから着工し」といった表現を行えば、より工事の時期について分かりやすくなるのではと感じた。

教育長 文言修正を行う行わないは別として、教育活動のことを考える と実際はどのようなスケジュールとなるのか。

総務課長 実際の工期は契約の日から9月29日までとなります。工事については夏休みを利用しながら実施することになろうかと思います。文言については、宮西委員からのご意見を参考にしながら検討いたします。

教育長 仮設工事等については、事前に行うのか。

総務課長 仮設工事を含めた準備工について、そのとおりです。7月くら いから現場作業となることを想定しています。

教育長 では、ご指摘いただいた箇所については、事務局で修正を行った後、最終的に私に一任をいただくということでよろしいか。

委員全員 了承。

(議案第36号は可決される)

教育長 議案第37号「亀山市いじめ防止基本方針の一部改正について」 を上程し、事務局の提案を求める。

教育部長 議案第37号「亀山市いじめ防止基本方針の一部改正について」

であります。提案理由といたしましては、三重県いじめ防止基本 方針が令和5年3月に改訂され、その内容と整合を図るため、亀 山市いじめ防止基本方針を一部改正することについて、委員会の 議決を求めるものです。詳細につきましては、学校教育課長より 説明します。

(資料に基づき説明)

宮村委員

資料2ページ「いじめ防止等の対策に関する基本理念」について、「ア」で法があり、「イ」で三重県条例があり、「ウ」が無いが、その後に続く文章はおそらく亀山市における基本理念が記述されているように思う。一番大事なのは亀山市の基本理念であるため、見出しがあってもいいのではないか。

また、その4つの基本理念について、まずは教職員が取り組む 内容があり、2、3つ目として児童に関わる教職員が取り組む内 容があるが、はたしてこの順番でいいのか疑問に感じる。2、3 つ目が先にあり、その次1点目のような順番かと思う。先生方が 受けるものというのは非常に大きい意味を持つため、このような 順番に整理されたのであれば、特に問題ないが。

次に、教職員に関する基本理念の部分で、「教職員は学校の内外を問わず」とあるが、この部分について問題にしたい。確かに法にも県条例にも「学校の内外を問わず」とあり、亀山市はもう一歩進んで「教職員は学校の内外を問わず」となっている。働き方改革が進められている中で、先生に大きな責任を負わせるような感じを受けるが如何かと疑問に思う。基本理念の後半の部分で、学校内のことについては様々取り組まれていることになるが、学校外のことについて、それほど特に触れられていないような気がするが、特に学校外についてどのような事を学校の先生に期待しているのか。参考までにお伺いしたい。個人的には「内外を問わず」と書かなくてもいいのではないかという感を受けている。

最後に資料4ページ、「重大な被害が乗じる」とあるが、「生 じる」ではないのか。

学校課長

ご指摘のとおり、「ア」で法、「イ」で県条例となっているため、「ウ」の項をつけさせていただきます。また、基本理念の順番については、ご指摘の内容について再度検討させていただきます。

3点目の「学校の内外を問わず」については、4つめの基本理 念において、いじめ問題に「社会総がかりで取り組む」とありま すので、「教職員は学校の内外を問わず」を削除する方向で検討 いたします。

若林委員

4点目については、おそらく「生じる」と思われますが、県の 方針と整合を図りますので、確認後、訂正を考えたいと思います。 先ほどの「教職員は学校の内外を問わず」という部分であるが、 この「外」というのは、学童であるとか地域が行うスポーツ教室 や放課後子ども教室等、いろいろな活動が行われている中で、そ のような所にも、いじめについて敏感にアンテナを張るというこ とも含めてのことだと思う。外へ行って何か対応をするというも のではなく、その部分での情報もしっかりと手に入れて、それを 基に学校内を中心としたいじめを未然に防ぐことであり、大事な ことであるため、削除まで至ると如何かと感じた。是非ご一考い ただきたい。外に出向いて何かをするのではなく、色々な場所に 目を向けるという意味であり、そのような姿勢は重要なことであ る。

また、昨年度来取りざたされているいろいろな事件について、 市がそれぞれの事件に関わって、特に留意した部分等については 今回の方針に記述があると思われる。その内容については、この 部分に追記しているといった説明をいただけると理解しやすい。 例えば資料16ページに「被害児童生徒や保護者が調査を望まな い場合」や「被害児童生徒と保護者の意向が一致しない場合」等、 重大事案として取り上げていく過程で話し合いというのは大事で あるが、その辺りについて過去の経験を活かしてここに記述を行 ったという説明をいただきたい。

学校課長

「学校の内外を問わず」の部分につきましては、委員ご指摘の 意図を酌むような形で加筆修正させていただきたいと思います。

2点目については、過去の経験を活かした上で修正を行った箇所はあります。個別案件にかかる具体的な内容については、個人情報の観点等を含め、この場での説明を控えさせていただく旨、ご理解いただきたいと思います。

宮村委員

「学校の内外を問わず」の部分については、削除を求めて意見 したわけではないため、事務局で内容についてご検討いただきた い。ただ、基本理念については、その下の内容にも繋がっていくため、働き方改革がある中で、少し疑問があったため発言させていただいた。また、若林委員が発言された内容については、あまり基本方針の後段の部分には表れてきていないように感じる。加筆するのであれば、先生方に期待するような事項についても行ったらどうかと思う。

教育長

最近の傾向では、学童で発生したいやがらせの解決を学校に求められる例もある。学校外での活動には、外で指導者がいるのでそこで解決して欲しいが、その後の心情を学校に持ち込まれる場合もあるので、微妙な部分もある。記述内容は難しいが、また事務局で検討いただきたい。

学校課長

はい。

教育長

では、ご指摘いただいた箇所については、事務局で修正を行った後、最終的に私に一任をいただくということでよろしいか。

委員全員

了承。

(議案第37号は可決される)

教育長

議案第38号「専決処分した事件の承認について」を上程し、 事務局の提案を求める。

教育部長

専決第21号「亀山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について」専決処分した事件の承認についてであります。 亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。詳細につきましては、学校教育課長より説明します。

(資料に基づき説明)

(異議はなく、議案第38号は可決される)

10. 協議事項

教育長

協議事項1「令和5年度亀山市教育功労者表彰対象者について」 説明を求める。

(総務課長詳細説明)

(特に質疑無し)

11. 報告事項

教育長 報告事項1「令和5年度教育予算6月補正について」説明を求める。

(総務課長、生涯課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「令和5年度亀山市教育要覧について」説明を求める。

(総務課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項3「生徒指導について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項4「亀山市域の偉人マンガ製作活用について」説明を 求める。

(学校課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項5「図書館の利用状況について」説明を求める。

(図書館長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

宮村委員 特に急ぎではないが、新図書館の開館時間が延びたことについ

て、時間ごとの入館者数の資料はあるか。開館時間が延びたことがどのような影響を及ぼしているのか知りたい。また、地下駐車場の利用状況についても教えていただきたい。200円支払った

利用者数がどの程度いるのか等。

図書館長またお示しをさせていただきたいと思います。

宮村委員 延長された時間の利用状況はどのような感じか。

図書館長 例えば、テスト前だと利用者が多いですが、通常の時期につい

ては、落ち着いた利用状況となっています。

吉岡委員 座席の予約について、2時間という枠であるため、予約を取っ

てもすぐ帰らないといけない方もみえると思う。1日予約できる

ような検討もお願いしたい。

図書館長 そのような要望もいただいていますが、一方では、より多くの 方に来館いただき、活用いただきたいという想いもあります。そ の部分も含めて検討いたします。

宮村委員 2時間を超えた地下駐車場の利用は多いか。

図書館長後日、お示しさせていただきます。

教育長 7月で開館後半年を迎えるので、その辺りまでには資料をお願いしたい。

図書館長はい。

教育長 報告事項6「工事及び委託事業の発注状況について」説明を求 める。

(学校課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

学校課長 昨年度は無かったため、市単費で対応しました。

教育長 実績報告等の提出はどうなっているのか。

学校課長 委託業務ですので、事前に業務計画を提出いただくとともに、 領収書等を含めて会計報告をあげていただきます。本年度につい ては国の交付金もありますので、同様の書類を国まであげること となります。

教育長 報告事項7「教育委員会行事及び予定について」説明を求める。 (総務課長、学校課長、生涯課長、図書館長詳細説明) (質問はなく、報告を終わる。)

報告事項8「後援事業について」資料確認

12. その他

学校課長 (運動会のスケジュールについて、教育委員会学校訪問について、 修学旅行について)

13. 閉会

午後3時00分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

1番委員

2番委員